

諮 問 書

佐市市生第 1445号

平成23年10月12日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上 英明 様

佐賀市長 秀 島 敏 行



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、個人情報の目的外利用の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1. 諮問内容

佐賀市住民基本台帳情報の目的外利用について
道路河川占用許可管理システムの導入にあたり、住基情報 (SHIPS) と連携して道路、河川占有者の個人番号を利用することについて可否を求めるもの。

2. 利用申請所属

建設部 河川砂防課、道路管理課、北部建設事務所、南部建設事務所

3. 目的外利用を行う個人情報の内容

住基情報 (SHIPS) の個人番号

4. 利用の効果

SHIPS の「個人番号」を基に、道路河川占有者の最新の氏名や住所を取得することが可能となり、次のような効果が見込まれる。

- (1) 誤った氏名や住所による通知が解消され、正確な占用情報が管理できるとともに郵便物の不着件数 (送付数の20%) が削減できる。
- (2) 転居、転出、死亡など異動が発生した際に、権利承継申請の案内が速やかに実施でき、占有者の異動先不明件数を削減できる。
- (3) 同一人の占用物件を名寄せすることが可能となり、事務の効率化と経費削減につながる。

5. 目的外利用を行う個人情報の利用方法

オンラインでの利用

個人番号を基に氏名、住所、生年月日を SHIPS から取得し、占有者情報管理画面等に表示する。

帳票での利用

・宛名・宛先として利用 (ただし個人番号の表示は内部帳票に限る)

- ・例月処理として『住基異動者リスト』を作成し、転出、死亡等の SHIPS で異動があったものの確認を行う。

6. 利用期間

平成 23 年 11 月 1 日～ (本システムの稼動は平成 24 年 3 月予定)

1、利用の目的

佐賀市では、地方分権一括法による国有財産の一括譲与により、それまでの市道や市有水路に加え、平成17年4月までに法定外公共物（里道及び水路）の財産管理が国から佐賀市に移管され、占用許可管理事務が増大した。

一括譲与から5年間、職員自作のデータベースや表計算ソフトにより占用許可管理事務を行ってきたが、住民基本台帳や固定資産台帳との連携がないため、宛名情報や占用物件の所有者の更新が困難な状態である。

また、現在のデータベースには収納管理機能が無いため、件数の多いときには約4,000枚の納付書を財務会計システムを使って1枚1枚作成するなど、作業に時間がかかり、誤りも発生するなど様々な問題が発生している。

また、本庁の河川砂防課と道路管理課、旧町村の区域を所管する北部建設事務所及び南部建設事務所とで、占用事務を行っているが、合併後も旧町村の占用データは統合されず、本庁、支所毎のそれぞれで処理を行っており、台帳管理の方法もまちまちである。

そこで、これらの問題を解決するため道路河川占用許可管理システムを佐賀市基幹行政システムのサブシステムとして開発するものである。

個人番号の利用については、SHIPSから最新のデータを取得し、「道路河川占用許可管理システム」内の登録データとの統合を行う際に、「個人番号」で個人を特定することで、正確に迅速に作業ができるためである。

2、利用の効果

道路河川占用許可管理システムは、SHIPSとのデータ連携を行うことにより、道路河川占有者の最新情報を取得して業務の効率化を図るものである。

データ連携ではSHIPSから取得した最新情報と「道路河川占用管理システム」内の登録のデータとの統合を行うが、その際のデータの紐付けの為に「個人番号」が必要となる。

●個人番号について

「個人番号」は、市の電算システム上、その処理を行いやすくするために便宜的に市民生活課で個人に対して付している番号であり『個人を特定』するためのキーとなっている。

「個人番号」以外に「氏名」や「生年月日」を紐付けのキーとすることが考えられるが、氏名の変更がある場合や、同姓同名かつ生年月日も同じであるような方が複数存在する場合の自動処理に対応できない。

このシステムでは、「個人番号」で「個人」を特定する作業の為に利用することになっている。

様式第3号（第4条関係）

個人情報目的外利用申請書

平成23年10月3日

市民生活課長 西川 末実 様

河川砂防課長 志 田 昭



保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	住民基本台帳整備事務
個人情報の内容	河川占用者の個人番号
利用業務名及び利用目的	利用業務名：道路河川占用許可管理システム 利用目的：占用者の「個人番号」を基に、住所、氏名等の宛名情報を住民基本台帳から取得するため、また、占用者の転出、転居、死亡等の異動情報を把握するため。
該当する根拠条項	佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号を適用 ----- 第1号に該当する場合の根拠法令等 ()
利用区分	<input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る保有個人情報 <input type="checkbox"/> 手作業処理に係る保有個人情報
利用期間	平成23年11月 1日 ~ 年 月 日
利用方法	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事務（経常） <input type="checkbox"/> 継続事務（定例） <input type="checkbox"/> 臨時事務

道路河川占用許可管理システム（別紙資料）

1. 占用許可事務とは

道路・河川の占用とは、道路に排水管を埋設したり、宅地への乗り入れのために水路に橋を架けるなど、道路・河川（水路）の敷地を個人の目的で使用することです。

この場合には、事前に道路占用許可または河川占用許可が必要となります。また、占用物件の延長や面積に応じ占用料金がかかります。

※根拠法令 道路法、佐賀市道路占用料徴収条例

河川法、佐賀市法定外公共物管理条例

2. 主な占用許可の必要例

【道路】

- ・排水管などを地中に埋設する場合で、その一部が市道または里道内に入るとき。
- ・工事用の足場を設置する場合で、その一部が市道または里道にはみ出るとき。
- ・電柱、電線等を市道または里道（市道または里道上、地下、上空）に設置するとき。
- ・看板等を設置する場合で、その一部が市道または里道にはみ出るとき。

【水路】

- ・水路に配水管を接続するとき。
- ・宅地に乗り入れのために、水路に橋を架けるとき。
- ・水路敷地に電柱などを設置するとき。

3. 電子計算機処理の導入の目的

佐賀市では、地方分権一括法による国有財産の一括譲与により、それまでの市道や市有水路に加え、平成 17 年 4 月までに法定外公共物（里道及び水路）の財産管理が国から佐賀市に移管され、占用許可管理事務が増大¹しました。

一括譲与から 5 年間、職員自作のデータベースや表計算ソフトにより占用許可管理事務を行ってきましたが、住民基本台帳や固定資産台帳との連携がないため、宛名情報や占用物件の所有者の更新が困難な状態です。

また、現在のデータベースには収納管理機能が無いため、件数の多いときには約 4,000 枚の納付書を財務会計システムを使って 1 枚 1 枚作成するなど、作業に時間がかかり、誤りも発生するなど、様々な問題が発生しています。

また、本庁の河川砂防課と道路管理課、旧町村の区域を所管する北部建設事務所及び南部建設事務所とで、占用事務を行っていますが、合併後も旧町村の占用データは統合されず、本庁、支所毎のそれぞれで処理を行っており、台帳管理の方法もまちまちです。

そこで、これらの問題を解決するため道路河川占用許可管理システムを佐賀市基幹行政システムのサブシステムとして開発するものです。

¹ 一括譲与前の旧佐賀市市有水路における河川占用件数は、平成 15 年頃で約 70 件、平成 23 年 5 月現在の佐賀市全体の河川占用件数は約 7,800 件に及びます。

4. 利用の効果

住民基本台帳の「個人番号」を基に、最新の氏名や住所を住民基本台帳から取得することが可能となり、次のような効果が見込まれる。

- ① 誤った氏名や住所による通知が解消され、正確な占有者情報が管理できるとともに郵便物の不着件数（送付数の20%）が削減できる。
- ② 転居、転出、死亡など異動が発生した際に、権利承継申請の案内が速やかに実施でき、占有者の異動先不明件数を削減できる。
- ③ 同一人の占有物件を名寄せすることが可能となり、事務の効率化と経費削減につながる。

5. 目的外利用を行う個人情報の利用方法

オンラインでの利用

個人番号を基に氏名、住所、生年月日を住民基本台帳から取得し、占有者情報管理画面等に表示する。

帳票での利用

- ・宛名・宛先として利用。
- ・例月処理として『住基異動者リスト』を作成し、転出、死亡等の住民基本台帳で異動があったものの確認を行う。

様式第3号 (第4条関係)

個人情報目的外利用申請書

平成23年 9月29日

市民生活課長 西川 未実 様

道路管理課長 姉 川 久



保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	住民基本台帳整備事務
個人情報の内容	道路占有者の個人番号
利用業務名及び利用目的	利用業務名：道路河川占有許可管理システム 利用目的：占有者の「個人番号」を基に、住所、氏名等の宛名情報を住民基本台帳から取得するため。また、占有者の転出、転居、死亡等の異動情報を把握するため
該当する根拠条項	佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号を適用 ----- 第1号に該当する場合の根拠法令等 ()
利用区分	<input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る保有個人情報 <input type="checkbox"/> 手作業処理に係る保有個人情報
利用期間	平成23年11月 1日 ~ 年 月 日
利用方法	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事務(経常) <input type="checkbox"/> 継続事務(定例) <input type="checkbox"/> 臨時事務

道路河川占用許可管理システム（別紙資料）

1. 占用許可事務とは

道路・河川の占用とは、道路に排水管を埋設したり、宅地への乗り入れのために水路に橋を架けるなど、道路・河川（水路）の敷地を個人の目的で使用することです。

この場合には、事前に道路占用許可または河川占用許可が必要となります。また、占用物件の延長や面積に応じ占用料金がかかります。

※根拠法令 道路法、佐賀市道路占用料徴収条例、
河川法、佐賀市法定外公共物管理条例

2. 主な占用許可の必要例

【道路】

- ・排水管などを地中に埋設する場合で、その一部が市道または里道内に入るとき。
- ・工事用の足場を設置する場合で、その一部が市道または里道にはみ出るとき。
- ・電柱、電線等を市道または里道（市道または里道上、地下、上空）に設置するとき。
- ・看板等を設置する場合で、その一部が市道または里道にはみ出るとき。

【水路】

- ・水路に配水管を接続するとき。
- ・宅地に乗り入れのために、水路に橋を架けるとき。
- ・水路敷地に電柱などを設置するとき。

3. 電子計算機処理の導入の目的

佐賀市では、地方分権一括法による国有財産の一括譲与により、それまでの市道や市有水路に加え、平成17年4月までに法定外公共物（里道及び水路）の財産管理が国から佐賀市に移管され、占用許可管理事務が増大しました。

一括譲与から5年間、職員自作のデータベースや表計算ソフトにより占用許可管理事務を行ってきましたが、住民基本台帳や固定資産台帳との連携がないため、宛先情報や占用物件の所有者の更新が困難な状態です。

また、本庁では河川砂防課で法定外公共物（河川）占用、道路管理課で法定外公共物（里道）及び道路占用、北部建設事務所及び南部建設事務所ではその両方の事務を行っています。合併後も旧町村の占用事務は統合されず、本庁、支所毎のそれぞれで処理を行っており、台帳管理の方法もまちまちです。

さらに、現在のデータベースには収納管理機能が無いため、件数の多い時には約4,000枚の納付書を財務会計システムを使って1枚1枚作成するなど、作業に時間がかかり、誤りも発生するなど、様々な問題が発生しています。

そこで、これらの問題を解決するため道路河川占用許可管理システムを佐賀市基幹行政システム（SHIPS）として開発するものです。

4. 利用の効果

最新の氏名や住所を住記情報から取得することにより、次のような効果が見込まれる。

- ① 誤った氏名や住所による通知が解消され、正確な占有者情報が管理できるとともに郵便物の不着件数（送付数の20%）が削減できる。
- ② 転居、転出、死亡など異動が発生した際に、権利承継申請の案内が速やかに実施でき、占有者の異動先不明件数を削減できる。
- ③ 同一人の占有物件を名寄せすることが可能となり、事務の効率化と経費削減につながる。

5. 目的外利用を行う個人情報の利用方法

*オンラインでの利用

個人法人番号、氏名、住所、生年月日（個人）を住基から取得し、占有者情報管理画面等に表示する。

*帳票での利用

- ・宛名・宛先として利用。
- ・例月処理として『住基異動者リスト』を作成し、転出、死亡等の住基で異動があったものの確認を行う。

システム概要

